

## 2 4 悪臭防止法

[規制区域の指定]

法の趣旨	工場その他の事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。								
届出の必要な行為	<p>法令上、工場等の事業活動に伴う届出についての規定はない。しかしながら、県は悪臭防止法（以下「法」という。）第3条に定める規制地域を指定するとともに、規制地域において法第4条第1項に定める特定悪臭物質濃度規制基準及び法第4条第2項に定める臭気指数規制基準を定めている。（市については各市がそれぞれ別途定めている。）</p> <p>なお、具体的な規制地域等については県報による告示を行っている。（市については各市が告示している。）</p>								
届出の必要な区域	<p>法令上の届出は要しないが、県では以下のように法第3条に基づく規制地域の区域区分を定め、規制地域を指定している。</p> <p>1 規制地域の区域区分</p> <table border="1" data-bbox="478 857 1377 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 857 644 898">区域の区分</th> <th data-bbox="644 857 1377 898">あてはめ地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 898 644 1122">A区域</td> <td data-bbox="644 898 1377 1122">市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1122 644 1211">B区域</td> <td data-bbox="644 1122 1377 1211">市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 1211 644 1346">C区域</td> <td data-bbox="644 1211 1377 1346">市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 規制地域の指定状況 1 2市15町5村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> A、B、Cの3区域を指定 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、会津坂下町、会津美里町、矢吹町、石川町、広野町、富岡町、双葉町、浪江町、西郷村、玉川村</li> <li><input type="checkbox"/> A、Bの2区域を指定 浅川町、古殿町、泉崎村、鮫川村</li> <li><input type="checkbox"/> Bの1区域を指定 平田村、塙町</li> <li><input type="checkbox"/> 臭気指数規制地域を指定 伊達市、南相馬市</li> </ul> <p>※指定状況は、参考として中核市及び一般市を含んだもの。</p>	区域の区分	あてはめ地域	A区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域	B区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域	C区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域
区域の区分	あてはめ地域								
A区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及びこれらに相当する地域								
B区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域								
C区域	市町村の区域のうち、原則として都市計画法に基づく工業地域、工業専用地域及びこれらに相当する地域であって、著しい悪臭の発生を防止する必要がある地域								
受理権者	—								

<p>基準等</p>	<p>1 特定悪臭物質の濃度に係る規制基準  (1) 敷地境界上の規制基準  アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素ほか全22物質  (2) 気体排出口の規制基準  アンモニア、硫化水素、トリメチルアミンほか全13物質  (3) 排出水の規制基準  メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル及び二硫化メチル  (全4物質)</p> <p>規制区域区分(A、B、C区域)毎に各特定悪臭物質の濃度に係る規制基準が設けられている。(2)(3)については、敷地境界上の規制基準を基礎として、法施行規則に定める方法で算出される。</p> <p>2 敷地境界における臭気指数に係る規制基準  臭気指数で10～21の範囲で規制基準を設定することとしている。</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 生活環境部 水・大気環境課  出先 各地方振興局 県民環境部 環境課  (いわきを除く。南会津地方振興局は県民環境部県民環境課)  (規制機関) 各市町村環境担当部課  (福島市環境部環境課、郡山市環境保全センター、いわき市環境監視センター)</p>
<p>手続フロー チャート</p>	<p>—</p>

<p>備考</p>	<p>1 参考  〔悪臭防止対策指針に基づく基準〕  福島県では、福島県生活環境の保全等に関する条例第77条の規定に基づき、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、法に基づく規制地域(臭気指数規制区域)以外を対象地域として、工場等における敷地境界線及び排出口における臭気指数に係る規制基準として、工場等の設置者が準拠すべき事項を定めている。</p> <p>2 悪臭防止対策指針に基づく基準は、中核市(福島市、郡山市、いわき市)については適用されません。詳細は別途各市に御確認ください。</p>
-----------	--